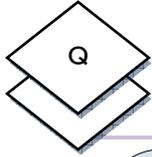




労働相談Q & Aで解決！

フリーランス①



フリーランス・事業者間取引適正化等法が適用されるフリーランスとは、どのようなものですか。

A この法律の適用対象となる「特定受託事業者」（フリーランス）とは、業務委託の相手方であって、次の①、②のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 個人であって、従業員を使用しないもの
- ② 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの

解説はこちら

- 一般的にフリーランスと呼ばれるものには、「従業員を使用している」「消費者を相手を取引をしている」ものも含まれる場合がありますが、これらはフリーランス・事業者間取引適正化等法における「フリーランス」にはあたりません。
- 「従業員を使用」とは、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）を雇用することをいいます。そのため、短時間・短期間等の一時的に雇用される労働者を雇用することは、「従業員を使用」に含まれません。
- 業種や業界の限定はないため、様々な方が対象となります。「特定受託事業者」に該当する例として、次のような受注事業者が考えられます。
 - ・ 建設会社から住宅建設の業務の一部を受託する一人親方
 - ・ フードデリバリーサービスの提供事業者が消費者から受注した飲食物の配達を受託する、当該サービスに登録して配送を行うもの
 - ・ 企業から同社の訴訟の代理を受託する弁護士※ これらの例はいずれも従業員を使用しないものに限りません。
- このような従業員を使用せず一人の「個人」として業務委託を受ける特定受託事業者と、従業員を使用して「組織」として業務委託をする特定業務委託事業者との間の業務委託に係る取引（事業者間取引、いわゆる B to B）に適用され、業務委託事業者は書面等による取引条件の明示などの義務が課されることとなります。

どうすれば？

- まずは、ご自身が法律上の「特定受託事業者」（フリーランス）に該当するか確認してみましょう。
- 「特定受託事業者」に該当する場合は、相手方である発注事業者の態様や業務委託期間によって、発注事業者に書面等による取引条件の明示などの義務が課されることとなります。発注事業者から「従業員」の有無の確認があった場合には、適切に回答しましょう。確認や回答は、口頭によることも可能ですが、発注事業者や受注事業者にとって過度な負担とならず、かつ、トラブル防止の観点から、記録が残る方法で行うことが望ましいでしょう。
- フリーランス・トラブル 110 番では、フリーランスの方が発注事業者から業務委託を受けた際に発生したトラブル等に関する相談ができます。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
 - 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
 - 電 話 055 (223) 1827
 - 相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
 - URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

- ◎ フリーランス・トラブル 110 番 (厚生労働省委託事業)
 - 電 話 0120 (532) 110
 - 相談時間 9:30~16:30 (土・日・祝日を除く)
 - URL <https://freelance110.mhlw.go.jp/>